

令和5年度 第13回

# 魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年3月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 令和5年度第13回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名  
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
	○	2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	議事参与の制限
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	議事参与の制限
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
○		12	阿 達 正	
○		13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
○		15	櫻 井 信 夫	
○		16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎 藤 勝 浩	
○		森 山 玲 子	
○		桑 原 剛 史	

## 令和5年度

## 第13回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年3月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 14 時 00 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  1 番 大塚 寛 委員  3 番 高橋 祐次 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他
		閉会宣言 15 時 00 分

# 令和5年度 第13回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第13回魚沼市農業委員会総会は、令和6年3月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

それでは、総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届けのあった方、議席番号2番貝瀬正美委員の1名です。出席者数18名です。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第13回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時00分）

上村会長  
（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会は、3月19日に最後になります地域計画の説明会・意見交換会が堀之内公民館で行われました。上村会長を始め、担当地区委員6名が出席しています。

総会終了後に意見交換をしたいと思いますので、第1部会の方はよろしく願います。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は、3月12日に地域計画の集会在魚沼市地域振興センターであり、出席してまいりました。この他は報告事項はありません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会は、3月5日に広神コミュニティセンターで地域計画地区別説明会及び

意見交換会がありました。以上です。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）  
第4部会は、特にございません。

広報部会会長（阿達正委員）  
広報部も特にございません。

議 長（上村会長）  
それでは、報告事項それぞれ報告が終わりました。皆様方から何かご質問等ありましたら、挙手をお願いいたします。  
（特になし）  
特にないようですので、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）  
日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。  
「異議なし」の声あり。  
それでは、議長より指名をさせていただきます。議席番号1番大塚寛委員及び議席番号3番高橋祐次委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）  
日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）  
議案書の3ページをご覧ください。  
日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は21件、78筆、66,314.00㎡の届け出がありました。解約の理由は、圃場整備にあたり新たに中間管理権を設定するため、賃借人への売却、第三者に利用権設定、非農地のため、経営規模縮小のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）  
報告第1号につきまして、事前配付ということで目を通していただけたと思います。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の11ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は21件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。整理番号3番、4番、12番、21番は相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の13ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買5件、所有権移転贈与2件、使用貸借権設定1件です。なお、整理番号1番及び4番は議事参与の制限により最後とさせていただきます。

整理番号2	申請地	*****	田ほか3筆	合計 1,338 m <sup>2</sup>
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、経営規模拡大のためです。申請地は以前より譲受人が耕作しており、また譲渡人は県外在住であり耕作できないため、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 ＊＊＊＊＊ 畑 271 m<sup>2</sup>

譲渡人 ＊＊＊＊＊

譲受人 ＊＊＊＊＊

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、耕作便利のためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、県外在住で高齢であり耕作できないため、申請地の隣接地所有者の子である譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は以前より家族で申請地を耕作しており、引き続き畑作をすることですので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 ＊＊＊＊＊ 田ほか9筆 合計 2,380 m<sup>2</sup>

譲渡人 ＊＊＊＊＊

譲受人 ＊＊＊＊＊

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、経営規模拡大のためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作できないため、以前より申請地を耕作している譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6 申請地 ＊＊＊＊＊ 田ほか4筆 合計 3,699 m<sup>2</sup>

譲渡人 ＊＊＊＊＊

譲受人 ＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊

権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模拡大のためです。譲渡人は市外在住であり、耕作できないため、譲受人とこの度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人の2人は同一世帯の親子であり、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号7 申請地 ＊＊＊＊＊ 畑 426 m<sup>2</sup>

譲渡人 ＊＊＊＊＊

譲受人 ＊＊＊＊＊

権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、耕作便利のためです。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、また、譲渡人は耕作できないため、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号8 番は経営移譲に伴う使用貸借権設定です。

以上、整理番号2番・3番・5番・6番・7番・8番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。ここで一旦説明を終わります。

議長（上村会長）

それでは、議案第1号、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号2番ですが、3月20日に現地確認と共に当事者から聞き取り及び確認をいたしました。譲受人は、認定農業者でございます。詳細につきましては事務局のとおりです。

吉田久委員

整理番号3番ですが、2月21日に市役所にて聴き取りを行いました。3月20日に申請地の確認及び訪問により状況を確認してまいりました。農地法第3条の下限面積の廃止に伴う申請であります。今後とも畑を耕作していくということで問題ないと思います。

大塚寛委員

整理番号5番ですが、3月20日に確認に訪れたのですが、道路が除雪されていなかったため、現地は確認できませんでした。そのため、3月20日の夕方、譲受人の自宅に訪問し、聴き取り調査を実施いたしました。譲渡人は遠く離れていまして、耕作できないため譲渡したいという意向でございました。また、譲受人は数年前から譲渡人とこの土地を小作契約をして、前々から申請地を耕作していたそうです。そのため、引き続き耕作されるものと考えられますので、問題ないと思います。以上です。

議長（上村会長）

なお、整理番号6番・7番につきましては、担当委員本日欠席です。調査・報告書につきましては、事務局に提出済みということで特に問題はないということでございます。

それでは、ただいま事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号2番、3番及び5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号6番・7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、使用貸借権に係る整理番号8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。



「異議なし」の声あり。  
それでは、異議なしと認め許可いたします。続いて、お願いいたします。

事務局（森山係長）

続いて、整理番号1番について説明します。小岩委員は議事参与の制限により退席をお願いします。

（小岩孝徳委員退席）

整理番号1 申請地       \*\*\*\*\* 田 39 m<sup>2</sup>  
                  譲渡人       \*\*\*\*\*  
                  譲受人       \*\*\*\*\*  
                  権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*円

申請の理由は、耕作便利のためです。申請地は相分けの農地であり、以前より譲受人である法人が一体を耕作していましたが、この度譲渡人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番につきまして、議案書にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

それでは、整理番号1番について、事務局に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大塚寛委員

整理番号1番ですが、3月20日に譲受人、譲渡人両者立ち合いのもと志田推進委員と共に現地を視察させていただきました。雪がだいぶありましたけれども、田の原型がはっきりしていたため、両者から説明を受けながら地番、位置などを確認することができましたので、報告させていただきます。以上です。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。それでは、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。お願いします。

（小岩孝徳委員着席）

事務局（森山係長）

続いて、整理番号4番について説明します。星委員は議事参与の制限により退席をお願いします。

（星仁右エ門委員退席）

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 畑 48 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円

申請の理由は、耕作便利のためです。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、耕作便利のため、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。申請地は以前より譲受人とその母により耕作されており、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号4番につきまして、議案書にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

事務局に引き続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号4番ですが、この畑は下限面積撤廃による申請で譲受人の母親と2月21日に事務局及び戸田推進委員と共に聴取した結果、要件を満たしているということで特に問題ないと判断しました。事務局の説明に補足事項はありません。以上です。

議長（上村会長）

それでは、整理番号4番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。所有権移転売買に関する整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から8番まで、異議なしと認め許可いたします。

（星仁右エ門委員着席）

## 事業計画変更承認申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第2号事業計画変更承認申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* 田ほか3筆 合計1,201 m<sup>2</sup>  
申請人 \*\*\*\*

当初計画目的 資材置場敷地  
変更転用目的 資材置場敷地（面積減少 763 m<sup>2</sup>）  
変更事由 景気の悪化等により当初計画していた事業拡大が  
困難となったため

当初計画者は令和 4 年 2 月 25 日付け魚農委第 215034 号で資材置場敷地を目的に当初 7 筆、1,964 m<sup>2</sup>の転用許可を得ましたが、当初計画していた事業拡大が景気の悪化等により困難となり、全体の造成工事を断念し、当初申請地の一部を資材置場として利用することとしました。ついては、転用しないこととした農地は所有者である申請者の社長が農地として利用する旨の事業計画変更の申請があったものです。なお、申請地以外の当初予定の農地につきましては区画形質の変更は行われておらず、引き続き農地として利用することに支障はありません。

議 長（上村会長）

地区担当委員の貝瀬委員は、本日欠席でございますが、報告書を提出しているということでございます。

それでは、議案第 2 号事業計画変更承認申請についての整理番号 1 番について、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 2 号事業計画変更承認申請についての整理番号 1 番について、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め承認いたします。

## 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 3 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の 19 ページをご覧ください。

議案第 3 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、今月の申請は 3 件です。

整理番号 1	申請地	*****	畑	49 m <sup>2</sup>
	農地区分	第 3 種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	倉庫 1 棟		
	転用目的	倉庫敷地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため 申請人は申請地に倉庫を建築し利用するため申請があったものです。な		

お、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、追認の案件となっています。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田ほか4筆 合計762㎡  
農地区分 第3種農地  
申請人 \*\*\*\*  
申請概要 農作業所、農機具格納庫及び農業用資材置場  
転用目的 農作業所、農機具格納庫及び農業用資材置場敷地  
判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため  
申請地はそれぞれ2a未満の農業用施設として許可不要でありましたが、この度、自宅等との一帯として利用するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田ほか2筆 合計1,734㎡  
農地区分 農用地  
申請人 \*\*\*\*  
申請概要 農作業所1棟、駐車場及び農業用資材置場  
転用目的 農作業所建築、駐車場及び農業用資材置場敷地  
判断理由 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため  
申請人は農作業所等が不足しており、申請地に農作業所を建築し、また駐車場、資材置場として利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田久委員

整理番号1番ですが、3月20日に現地にて申請人と話し合いをいたしました。昭和30年代に既に倉庫が建てられていたということではありますが、詳細については既に資料がなくなっていて分からないということでありました。

阿達正委員

整理番号2番については、事務局の説明どおりです。

高橋祐次委員

整理番号3番ですが、現地確認と申請人と話をしまして、今現在ある倉庫、作業所の規模拡大ということで、今ある育苗施設のすぐ近くに建て増しをする、新しくそちらのほうに作業所を建てるという旨でしたので、事務局の説明どおりだと思います。確認以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は一括で行います。それでは議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番・2番・3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請どおり許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は4件です。なお、整理番号1番から整理番号3については、土地の所有者が異なるため3件に分かれておりますが1件の申請のため、一括して説明させていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田	2,864 m <sup>2</sup>
	農地区分	第1種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	駐車場48台及び緑地		
	転用目的	駐車場及び緑地敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため		

整理番号2	申請地	*****	田	1,772 m <sup>2</sup>
	農地区分	第1種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	駐車場48台及び緑地		
	転用目的	駐車場及び緑地敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため		

整理番号3	申請地	*****	田	2,134 m <sup>2</sup>
	農地区分	第1種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	

譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
申請概要     駐車場 48 台及び緑地  
転用目的     駐車場及び緑地敷地  
判断理由     住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため

譲受人は市内で\*\*\*\*\*工場を運営しておりますが、駐車場及び工場立地法に規定される敷地内緑地が不足しており、申請地を取得して従業員用の駐車場及び工場緑地として利用するため、申請があったものです。なお 3,000 m<sup>2</sup>以上の農地転用に該当しますので、4月15日に開催されます第97回常設審議委員会に諮問することとなります。

整理番号4   申請地       \*\*\*\*\* 田 113 m<sup>2</sup>  
農地区分     第3種農地  
権利種別     所有権移転 贈与  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
申請概要     一般住宅2階建1棟  
転用目的     一般住宅建築敷地  
判断理由     都市計画法に規定する用途地域が定められているため

譲受人は現在譲渡人である両親等と居住しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、申請地を譲り受け、住宅を新築するため申請があったものです。なお、申請地は譲渡人により農業用施設として建物が建築されておりますが、用途変更となるため5条申請となります。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

なお、整理番号1番から3番までにつきましては、事務局の説明のとおりということでございます。

井口恒一郎委員

整理番号4番ですが、3月20日に現地確認と共に、当事者である両名から確認をさせていただいております。詳細につきましては、事務局の報告のとおりでございます。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。採決は番号順に行いますが、関連があります議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番・2番・3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から4番まで、異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の23ページをご覧ください。

議案第5号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は3件、4筆、2,531.00㎡です。

整理番号1	申請地 新地目 申請人 非農地の原因	***** 田ほか1筆 合計1,307㎡ 原野 ***** 平成16年の震災で農道が損壊し、通行不能となり耕作放棄となっていたもの。現況、雑草雑木が繁茂。林野隣接のため耕作不適、耕作不便。
整理番号2	申請地 新地目 申請人 非農地の原因	***** 田 842㎡ 原野 ***** 平成16年の震災で農道が損壊し、通行不能となり耕作放棄となっていたもの。現況、雑草雑木が繁茂。林野隣接のため耕作不適、耕作不便。
整理番号3	申請地 新地目 申請人 非農地の原因	***** 田 382㎡ 原野 ***** 平成16年の震災で農道が損壊し、通行不能となり耕作放棄となっていたもの。現況、雑草雑木が繁茂。林野隣接のため耕作不適、耕作不便。

以上、現地の状況から変更に変更できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番・2番・3番について、報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の25ページをご覧ください。

議案第6号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	151 件
	筆数	809 筆
	面積	635,437.87 m <sup>2</sup>

所有権移転	件数	4 件
	筆数	6 筆
	面積	12,166.00 m <sup>2</sup>

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、81ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権を移転する農用地	*****	田	906 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****円	

整理番号5-2	所有権を移転する農用地	*****	田	986 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****円	

整理番号5-3	所有権を移転する農用地	*****	田ほか2筆	
			合計	6,919 m <sup>2</sup>



所有権を移転する者	*****
所有権の移転を受ける者	*****
所有権移転 売買	対価 *****円

整理番号 5-4	所有権を移転する農用地	*****	田	3,355 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 贈与			

整理番号 5-4 につきましては利用権設定の 42 ページ整理番号 1-47 に所有権の移転を受ける者、\*\*\*\*\*から\*\*\*\*\*への利用権設定がなされております。

通常、農用地利用集積計画については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条におきまして譲受人が自ら耕作することが要件とされておりますが、同条第 3 項第 2 号ただし書きで農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が当該法人に当該土地について利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受ける場合は、この限りではないとされていることから、このような取り扱いとされています。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 6 号につきまして事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第 6 号農用地利用集積計画の決定について、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定いたします。

## 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 7 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の 83 ページをご覧ください。

議案第 7 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。これは、市長が農用地利用集積等促進計画案を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

利用権（設定） 件数 2 件  
筆数 2 筆  
面積 2,131.00 m<sup>2</sup>

農業経営基盤強化促進法等の改正によりまして、令和5年4月1日から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。2年間の経過措置があるため、集積・配分につきましては地域計画策定まで、今までと同様に利用集積計画等を定めておりますが、中間管理機構から借り手への転貸につきましては、農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。今回、中間管理機構に集積されている農地が様々な理由により、記載のとおり別の借り手へと転貸されることとなり、促進計画案の作成には農業委員会への意見聴取が必要なため、市長から依頼がありました。

つきましては、農業委員会としての意見がある場合につきましてはお願いいたします。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第7号につきまして、事務局の説明が終わりました。利用権の設定を受ける者、それぞれ皆さま方、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。

（特になし）

それではお諮りします。議案第7号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め決定することといたします。

## その他

事務局（斎藤事務局長）

- ・令和6年度の年間総会日程について
- ・魚沼市農地賃借料情報について
- ・令和6年度農作業標準賃金・農業機械作業標準料金表について

事務局（森山係長）

- ・2024年度版活動記録簿について

議長（上村会長）

今日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきましては、集中審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は15時00分）

上記会議の内容は、令和5年度第13回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

---

議席番号 番

---

議席番号 番

---